

対応フローチャート（手続き手順）

お持ちの太陽光発電施設は※**屋根設置ですか**？ ※通知文の【参考1】もご確認ください。

判断に迷う場合はお問合せください。

〔はい〕の例（対象外となるもの）

- ・屋根設置
- ・ソーラーカーポート
- ・地上+屋根で、地上分が10kW未満である
- ・FIT認定失効等により、施設を設置していない
- ・【参考1】の適用外に該当 など

はい

いいえ

以下のフォームより
対象外であることを報告してください。

電話でも可 026-235-7179

次の①、②、③の対応が必要です。

①（様式第15号）「既存太陽光発電施設設置届出書」の提出

1～3のいずれかの方法で、「**様式第15号**」を提出してください。1 **ながの電子申請サービス**

- ・利用者登録せずに申請可能ですが、連絡先メールアドレスの入力が必要です。
- ・長野県ホームページからもアクセスいただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/jyorei-tetsuzuki.html#kizondenshi>2 **郵送**

- ・同封した「様式第15号」に必要事項を記入の上、下記にお送りください。
- ・恐れ入りますが、郵送費はご負担をお願いいたします。

〒380-8570（住所記載不要）

長野県環境部ゼロカーボン推進課再生可能エネルギー係

3 **メール**

・様式データは、長野県ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/jyorei-tetsuzuki.html#yoshiki>

taiyoko-jorei@pref.nagano.lg.jp

<作成上の注意・よくある質問>

- ・「太陽光発電施設の設置の場所」に**座標（緯度・経度）**を記入いただければ、添付書類は**不要**です。（これ以外の場合は、位置図、事業区域図、配置図及び現況写真が必要）
- ・施設撤去予定日が未定の場合は、**FIT売電期間の終了予定日**を記載してください。
- ・維持管理計画書 及び 管理状況の公表方法については、以下を想定しています。

■ 閲覧希望者への提示 ■ 発電所への掲示 ■ 事業者様のホームページ等での公表

選択し、ご記載ください。（これ以外を妨げるものではありません。）

裏面に続きます➡

② 維持管理計画書の作成と公表

1 維持管理計画書の作成

- ・(参考様式)「維持管理計画」を参考に、**維持管理計画書を作成**してください。
 - 同封した様式は参考様式ですので、FIT法や保安規定などで既に作成したものがあればそれらに代えることができます。
 - 定期点検等の期間は自らで定め、その点検状況を示せるようにしてください。長野県への定期報告等はありません。

2 維持管理計画書と維持管理状況の公表

- ・維持管理計画書と管理状況は、**自らで公表**してください。長野県への提出は不要です。
 - 具体的には以下を想定しております。

| 公表方法 | 確認方法 |
|--------------|--|
| ・閲覧希望者へ提示 | ・現地の標識に記載されている事業者（又は保守点検業者）の連絡先に連絡があった際に提示 |
| ・発電所への掲示 | ・現地に掲示されている維持管理計画書を確認 |
| ・インターネットでの公表 | ・公表されている事業者のホームページ等閲覧 |

③ 標識の設置

FIT法と同様の「標識の設置」が必要です。

- 既にFIT法に基づく標識を設置している場合は、対応不要です。

| 固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備 | | |
|------------------------------|------|--------------------------|
| 再生可能エネルギー 発電設備 | 区分 | 太陽光発電設備 |
| | 名称 | 霞ヶ関発電所 |
| | 設備ID | D×××××××15 |
| | 設置場所 | 東京都千代田区霞が関△番地 |
| 再生可能エネルギー 発電事業者 | 出力 | 150.0 kW |
| | 氏名 | 経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎 |
| | 住所 | 東京都千代田区霞が関○番地 |
| 保守点検責任者 | 連絡先 | ××-××××-×××× ← |
| | 氏名 | 霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎 |
| | 連絡先 | ××-××××-×××× ← |
| 運転開始年月日 | | (西暦)○○○○年X月○日 |

25cm以上

35cm以上

必要に応じて修正すること

少なくともどちらかを記載すること

<標識のイメージ>
FIT事業基本計画ガイドラインより

<注意事項>

- ・手続きの対象である場合は、必ずご対応をお願いします。
- ・手続きがされない場合、さらなる文書による行政指導等を実施することがあります。この場合には、関係法令違反として経済産業省へ情報提供を行います。（経済産業省からは是正指導の可能性あり）